

## 税制上の優遇 ※税制上の優遇が受けられます！

学校法人上田煌桜学園さくら国際高等学校は、長野県知事より特定公益増進法人の証明を受けています。本学園への寄付金には特定公益増進法人としての税制上の優遇措置が適応され、税の控除が受けられます。

### ◎個人の方が寄付をしたときの税金について (所得税)

当学園へのご寄付は、寄付金控除として(A)「所得税控除」か(B)「税額控除」のどちらか有利な方を選択いただけます。控除を受けるためには、確定申告を行うことが必要です。(例年、2月中旬～3月中旬)

寄付金の入金確認後、本学園からお送りする寄附金税額控除に関する書類「寄附金受領証明書」と「特定公益増進法人であることの証明書」を合わせて税務署にご提出ください。

#### (A) 所得税控除

各寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて控除額が決定されます。所得、税率が高い高所得者の方は減税効果が高くなります。

$$\boxed{(\text{寄付金額}-2 \text{ 千円}) \times \text{所得税率} = \text{控除額}}$$

※控除対象となる金額は、その年の年間総所得額等の40%が上限となります。

#### (B) 税額控除

各寄付者の所得に関係なく、所得税から直接寄付金額の一定割合が控除されます。小口の寄付にも減税効果が大きくなります。

$$\boxed{(\text{寄付金額}-2 \text{ 千円}) \times 40\% = \text{控除額}}$$

※例えば1万円をご寄付いただくと3,200円の還付があります。

※控除対象となる金額は、その年の年間総所得額等の40%が上限となります。

※所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

☆所得税のほか「個人住民税」の寄付控除もあります。寄付された方の住所地である都道府県・市町村の条例によって、学校法人上田煌桜学園が指定を受けていれば、住民税控除の対象となります。なお、本学園は長野県の条例指定寄付金対象法人となっています。各市町村につきましては、県内市町村の条例指定状況にてご確認ください。

### ◎企業・法人で寄付をしたときの税金について (法人税)

法人からのご寄付は、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入にあたっては寄付金を一定の限度額まで損金に算入できる特定寄付金と寄付金の全額を損金に算入できる受配者指定寄付金があります。当学園は長野県知事より特定公益増進法人の芳名を受けており、特定公益増進法人への寄付金は、その他一般法人への一般寄附金とは別枠に、当該事業年度の損金に算入できます。また受配者指定寄附金制度を利用したの損金算入手続きは、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という)発行の寄付金受領書が必要になります。

この手続きは本学園が行い、寄付金受領書は本学園を経由して寄付していただいた法人にお送りします。受配者指定寄付は、本学園にご入金いただいたのち事業団へ送付することになりますが、事業団の口座に寄付金が入金されてから事業団による受領書の発行に通常1か月程かかります。当該決算期に損金処理を希望される場合には、決算期の1ヶ月前までにお振込みいただきますようお願いいたします。なお寄付金の受領日付は、日本私立振興・共済事業団が寄付金を受領した日付けとなりますので、ご注意ください。